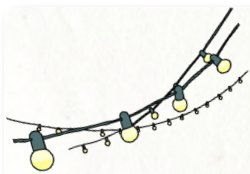


みどりの杜俳句会



さるすべり朝雨上がりうつむけり	佐山けさ子
松林根元にききょう花小ぶり	落合 七郎
山百合のどしりと開き力あり	鈴木 啓子
サボテンの花の甘き香蟻のくる	梅沢 時江
蕾先とがり山百合清し	西 ツル
七夕や家族の健康願ひつつ	田村 好子
百才にあと三月なり星祭る	高橋 ツ子
折鶴の五羽づつ吊し星まつり	梅澤きくえ
星の恋折りて空を仰ぎけり	吉田 愛子
草刈機唸りを上げて谷に浴ふ	土屋 厚子
境内の木下に照りて著莪茂る	初雁 功子
かたまりて藪萱草のなほ暮れず	野口利江子
氏子衆総出溪浴ひ草を刈る	山田 美子



人権シリーズ

「改めて人権の大切さを考える」

(417)

日本では第二次世界大戦後、日本国憲法の制定によって基本的な人権が明文化され、これにより人々は幸せな生活を営むために生まれながらにして人権を持っているという真の人権思想が確立しました。以来、人権を大切にし、その考え方がすべての人々に根付くようさまざまな取組がなされています。将来の社会を担う子どもたちにも「人権教育」としてすべての学校で取り組まれ、実践的態度の育成が図られています。

しかしながら現在の社会状況に目を向けると、さまざまな人権問題が起きています。いじめ、虐待、体罰、インターネットでの誹謗中傷、パワハラ、セクハラ、カスハラ等、事例を挙げれば枚挙にいとまがありません。時折、「表現の自由は憲法で保障されている。」とばかりに、非常に辛辣で過激な言葉で相手を鼻高々に非難している場面を目にした耳にすることもあります。このようなことが普通になつてしまつたら社会はますます暗く憂うつなものになり、幸せな生活を営む姿は見えなくなるでしょう。

では、どうすべきなのでしょう。具体的で効果的な解決策がすぐに見つかるというわけにはいかないと思いますが、大切なことは周りの状況にとらわれることなく、一人一人が人権を改めて深く考え、相手思いやる行動を積み重ねていくことかもしれません。そうすることが人権意識を根付かせ、社会に明るい光を差し込ませていくようになるのではないのでしょうか。

社会教育委員 吉野 賀夫

アートの世界

雪解けの水が路面を濡らし、会津の風景にだんだん色がついてくる、そのような春近い一瞬を切り取った版画です。水墨画のような画面構成で静かな春への期待が伝わる表現力と作品の持つふるさと感が評価され、東秩父村長賞となりました。

(版画フォーラム実行委員会)



版画フォーラム 2024 和紙の里ひがしちちぶ展
東秩父村長賞「雪どけ」
作者 飯山 誠一さん（福島県）